

## 第5章

# 計画を円滑に推進するための方策

# 1 計画の推進のために

## 1-1 町民、地域、行政等の連携

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を実現するために、家庭、町民、ボランティア、NPO、福祉関係団体、サービス事業者、医療機関等と行政とが、それぞれの立場や能力を活かしながら連携して協力しあう支援体制の確立をめざします。

## 1-2 町民意識の把握と地域福祉の推進

町民の各種サービスの利用意向や満足度等をアンケート調査等により定期的に把握するとともに、地域ごとのサービスニーズを把握・分析しながら、地域住民主体のサービス環境の実現をめざします。

# 2 推進体制の整備と強化

## 2-1 内部推進体制の強化

本計画にかかる事業は、介護保険サービスや介護予防のみならず、高齢者の生きがいづくりなど、保健福祉関連の様々な分野にわたる内容が盛り込まれています。関係各課の参加による庁内推進体制の整備と強化を図り、町の推進体制を確立し、計画の円滑な推進を図ります。

## 2-2 計画の評価体制の整備

計画に盛り込んだ各事業の実施目標や、介護予防特定高齢者施策評価事業及び介護予防一般高齢者施策評価事業などについて、平成22年度に策定委員による中間評価を行います。評価結果は関係各機関に情報提供し、サービスの質の向上につながるような取り組みを進めます。